

事務事業名	乳児家庭全戸訪問事業				担当	健康福祉部 健康増進課 母子健康係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8121		
施策名	2	子育て支援の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略 真岡市次世代育成支援対策行動計画					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠	児童福祉法・母子保健法・真岡市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱						☒ 単年度繰返（開始年度 平成22 年度～		
予算科目	1. 一般会計		3. 民生費	2. 児童福祉費	3. 母子福祉		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	乳児家庭全戸訪問事業は、平成22年度より開始した。生後4か月までの乳児のいる家庭へ保健師・助産師が訪問し、子育てに関する不安や悩みの聴取、相談、子育て支援に関する情報提供を行うことにより、虐待予防や産後うつ状態への早期対応をし、子育ての孤立化を防ぎ母性及び乳児の健康の保持増進を図る。低体重児・未熟児の訪問指導は、平成25年度より県から権限委譲となり開始する。未熟児は疾病や合併症を発症しやすく、将来的に障害や発達障害を残す可能性が高いため、医療機関と連携を図りながら保健師・助産師が訪問し保護者の育児不安の軽減を図るとともに未熟児の健全な育児・発達を促す。								

1. 現状把握の部（1）事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）			⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
28年度実績 ・家庭訪問は、こどもの健全な育児・発達と保護者の育児支援のために訪問し相談を実施した。 乳児家庭全戸訪問事業の実施。 未熟児訪問指導の実施。			名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
			ア 乳児家庭全戸訪問件数	件	664	691	619	644	700
			イ 未熟児（低体重児・養育医療等）訪問件数	件	145	125	149	171	171
			ウ						
			エ						
29年度計画 平成28年度と同様			オ						
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等			⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
乳児家庭全戸訪問事業対象者（生後4か月児までの乳児がいる家庭） 低体重児、養育医療や養育支援連絡票等の届出のあった未熟児			名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
			ア 乳児家庭全戸訪問対象件数	件	669	696	620	644	700
			イ 乳児家庭全戸訪問による要継続件数	件	78	102	117	125	125
			ウ 未熟児（低体重児・養育医療等）届出件数	件	145	125	149	171	171
			エ						
			オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）			⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
・保健師・助産師が訪問することにより、育児不安や悩みにきめ細やかに対応し、保護者の育児力を高める。 また、育児困難リスクを抱えた家庭においては、虐待予防と産後うつ状態への早期対応により、必要なサービスに繋がり、安心して育児ができる。			名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
			ア 乳児家庭全戸訪問実施率	%	99.3	99.3	99.8	100.0	100.0
			イ 未熟児訪問実施率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			ウ						
			エ						
			オ						
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか）			⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
安心して子育てのできる環境が整えられ、健全な育児・発達が促されることにより、心身ともに健康な状態で暮らしてもらう。			名称	単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
			ア 子育てに不安のある者の割合	%	51.4	46.4	44.5	45.3	43.0
			イ 訪問により悩み等が軽減し安心できた割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
			ウ						
			エ						
			オ						
(2) 総事業費の推移									
			単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳	千円	0	0	0	0	0	
		国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	
		県支出金	千円	0	0	0	0	0	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	
		その他	千円	0	0	0	0	0	
		一般財源	千円	6,305	6,558	6,329	6,559	6,565	
	人件費	事業費計（A）	千円	6,305	6,558	6,329	6,559	6,565	
		正規職員従事人数	人	4	3	3	3	3	
		延べ業務時間	時間	580	500	596	596	596	
		人件費計（B）	千円	2,357	2,111	2,497	2,475	2,475	
トータルコスト(A)+(B)			千円	8,662	8,669	8,826	9,034	9,040	
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等									
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？			・乳児家庭全戸訪問事業は児童福祉法の改正により平成22年度より実施する。嘱託職員（助産師2名） ・低体重児の届出（母子保健法第18条）未熟児の訪問指導（母子保健法第19条）は、母子保健法の一部改正により平成25年度より市に権限委譲されて開始する。						
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？			社会環境として、少子高齢化、核家族化、育児の孤立化、育児情報の氾濫等子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育て家庭の不安や悩みは増大している。両親ともに育児に関する知識・経験が乏しく、周囲からの支援をうけることが困難な家庭も少なくない状況となっていることより、産後の育児不安は増大している。						
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？			「訪問により、悩みや不安等が軽減され安心できましたか」のアンケートでは、100%「できた」の回答を得ている。						

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 母子保健法、児童福祉法、真岡市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱に基づくものであり、子どもの健全な発育・発達を支援する市の施策に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 母子保健事業は、市の役割として母子保健法・児童福祉法に規定されており、市民福祉の向上と健康づくりのために必要である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 母子保健法、児童福祉法、真岡市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱に基づくものであり、対象・意図は適切である。
有効性 評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 広報や母子健康手帳交付面接、赤ちゃん訪問連絡票の提出等で周知を行うことで、訪問実施率も高い結果となっており向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 母子保健法、児童福祉法、真岡市乳児家庭全戸訪問事業実施要綱に基づくものであり、休止・廃止できない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の事業費であり、削除できない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費であり、削減できない。
公平性 評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 対象者全員を対象としているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							